

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第13号

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成18年寒川町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第8号を同条第10号とし、同条第7号ウ中「の1年前」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 国県認定企業等の場合にあつては、認定等されていることが確認できる書類

(8) ロボット関連産業の事業所の場合にあつては、ロボットの3つの要素技術を有する機械システムを製造していることが確認できる書類

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第2条第11号」を「第2条第15号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（国県認定企業等）

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める企業等は、次のいずれかに該当する企業等とする。

(1) 中小企業が飛躍的成長を遂げるために、売上高100億円を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言した100億宣言企業

(2) 日本成長戦略会議（令和7年11月10日開催）において、「危機管理投資・成長投資」として位置づけられた、17の戦略分野（AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靱化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー、マテリアル（重要鉱物・部素材）、港湾ロジステ

ィクス、防衛産業、情報通信、海洋) のいずれかに係る事業を行う企業等

(3) 神奈川県企業誘致施策であるセレクト神奈川NEXTにより認定された企業等

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用申請書					
					年 月 日
(宛先) 寒川町長					
申請者(納税義務者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号					
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。					
対象事業所	所在地				
	名 称				
立地年月日	年 月 日 (新 設 ・ 増 設)				
事業の種類 及び内容	事業の種類（日本標準産業分類による）				
	事業内容				
不均一課税 の適用を受 ける年度	年度 ～ 年度				
投下資本額(注)	円				
奨励措置の適用を受けようとする資産					
土地	取得した日	年 月 日			
	所 在 地	地 積	取 得 価 格(内補助金額)		
		m ²	(円)		
家屋	取得した日	年 月 日			
	所 在 地	用 途	構 造	延床面積	取得価格(内補助金額)
				m ²	(円)
償却資産	取得した日	年 月 日			
	設 置 場 所	名 称	数 量	取 得 価 格(内補助金額)	
				(円)	
備 考					

(注)：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置

適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書	☐
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書（売買契約書）の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	☐
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	☐
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	☐
5	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※	
	国税 : 法人税（所得税）・消費税	☐
	都道府県税 : 法人都道府県民税（都道府県民税）・事業税	☐
	市町村税 : 法人町民税（町民税）・固定資産税・都市計画税	☐
6	法人の場合は、法人登記事項証明書。個人の場合は、住民票の写し。	☐
7	奨励措置の対象となる固定資産一覧	☐
8	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	☐
9	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	☐
10	奨励措置の対象となる土地の位置図（案内図）、公図及び実測図	☐
11	奨励措置の対象となる建物の建築図面（配置図、平面図、立面図）	☐
12	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	☐
13	国県認定企業等の場合は、認定等されていることが確認できる書類	☐
14	ロボット関連産業の事業所の場合は、ロボットの3つの要素技術を有する機械システムを製造していることが確認できる書類	☐
15	その他（ ）	☐

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください

第2号様式（第5条関係）

奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	
年 月 日	
(宛先)寒川町長	
(申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号	
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（雇用奨励金）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
立地年月日	年 月 日
投下資本額	円
事業所の産業分類及び業務内容	産業分類 業務内容
対象となる新規従業員数	人
交付申請額	円 (従業員1人 万円× 人) (障害者加算 10万円× 人)
備考	

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置

適用申請の際にご提出いただく書類

雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	☐
2	新規雇用従業員名簿	☐
3	当該従業員を継続して雇用していることを証する書類	☐
4	雇用の日から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	☐
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し	☐
6	障害者であることを証する書類（条例第 5 条第 2 項の規定による加算を受ける場合）	☐
7	その他（ ）	☐

第3号様式中「第6条」を「第7条」に、「100分の0.7」を「100分の　」に、「100分の0.1」を「100分の　」に改める。

第4号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

第5号様式中「第7条」を「第8条」に、「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

第6号様式中「第7条」を「第8条」に、「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

第7号様式中「第8条」を「第9条」に改める。

第8号様式中「第9条」を「第10条」に、「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

第9号様式中「第10条」を「第11条」に改める。

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。